

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第61号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第3（第13条関係）				別表第3（第13条関係）			
事務		金額		事務		金額	
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	ア	略		ア	略		
	イ	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき460,000円	イ	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき460,000円	
	イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき140,000円	イ	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	1棟につき201,000円	
構造計算が国土交通	イ	床面積の合計が200平方メートルを超える、500平方メートル以内のもの	1棟につき152,000円	イ	床面積の合計が1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき264,000円	

大臣の認定を受ける部分 （構造計算が外国の交通に よる） 行われたもの に あ つ て は 、 ウ の 項 に よ り 算 定 さ れ	合性判定に係る部分	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 163,000円
	（構造計算が外国の交通に よる） 行われたもの	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 175,000円
	大臣の認定を受けたもの	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 191,000円
	（構造計算が外国の交通に よる） 行われたもの	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 228,000円
（構造計算が外国の交通に よる） 行われたもの	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 349,000円	

合計額（法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項に	合性判定に係る部分	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 301,000円
	（構造計算が外国の交通に よる） 行われたもの	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 396,000円
	大臣の認定を受けたもの	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 718,000円

た。 額) の 合 計 額 (法 第 6 条 第 87 条 第 1 項 に お い て 準 用 す る 法 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 場 合 に あ っ て は わ れ ア	ウ	床面積の 合計が 200平方 メートル 以内のも の	1棟につき 169,000円
	第5	床面積の 合計が 200平方 メートルを 超え、500 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 192,000円
	第6	床面積の 合計が 500平方 メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 214,000円
	第1	床面積の 合計が 1,000平 方メート ルを超 え、2,000 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 237,000円
	第1	床面積の 合計が 2,000平 方メート ルを超 え、10,000 平方メー トル以内 のもの	1棟につき 274,000円
ア		床面積の	1棟につき

より算定された額)

	の項により算定された額)	も合計が10,000平方メートルを超える、50,000平方メートル以内のもの	346,000円				
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき593,000円				
1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定(法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。)	ア構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプロگرامにより	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき140,000円	1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定(法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。)	ア構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプロ	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき175,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき152,000円			床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき191,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき163,000円			床面積の合計が50,000平方メートル以内のもの	1棟につき396,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき175,000円			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき301,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき191,000円			床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき264,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき718,000円				

行 わ れ た も の	床面積の合 計が10,000 平方メー トルを超え、 50,000平方 メートル以 内のもの	1棟につき 228,000円
	床面積の合 計が50,000 平方メー トルを超える もの	1棟につき 349,000円
イ 構 造 計 算 が ア 以 外 の 方 法 に よ り 行 わ れ た も の	床面積の合 計が200平方 メートル以 内のもの	1棟につき 169,000円
	床面積の合 計が200平方 メートルを 超え、500平 方メートル 以内のもの	1棟につき 192,000円
	床面積の合 計が500平方 メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内のも の	1棟につき 214,000円
	床面積の合 計が1,000平 方メートル を超え、2,000 平方メー トル以内のも の	1棟につき 237,000円
	床面積の合 計が2,000平 方メートルを 超え、10,000 平方メー トル以内のも の	1棟につき 274,000円
	床面積の合 計が10,000	1棟につき 346,000円

	平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの				
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 593,000円			
2～38 略			2～38 略		
<p>備考</p> <p>1 1の項及び1の2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>1のイ及びウの項並びに1の2の項の床面積の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合において、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。</u></p> <p>3 略</p>			<p>備考</p> <p>1 1の項及び1の2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>1のイの項及び1の2の項の床面積の合計は、1棟ごとの床面積の合計とする。</u></p> <p>3 略</p>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。